

冊子体目録凡例

- (1) この目録は、東京大学総合図書館蔵『皇明条法事類纂』50 卷（鈔本）に収録する法律文書について、各巻の巻頭目録に掲げる標題と本文に附された標題を一覧にまとめ、検索の便をはかったものである。
- (2) 底本としては、古典研究会の影印本（1966 年刊）と新たに撮影した原本のデジタル写真画像を用いたが、劉海年・楊一凡主編『中国珍稀法律典籍集成』（北京・科学出版社、1994 年）乙編第 4 冊～第 6 冊に所収の標点本もあわせて利用できるよう配慮した。なお、影印本は上巻に巻 1～巻 32（1 頁～803 頁）、下巻に巻 33～巻 50（1 頁～426 頁）と不分巻 14 冊（427 頁～745 頁）を収めるが、標点本では乙編第 4 冊は巻 1～巻 25（1 頁～1112 頁）、乙編第 5 冊は巻 26～巻 50（1 頁～1000 頁）、乙編第 6 冊は不分巻の附編（1 頁～465 頁）をそれぞれ収録している。
- (3) 底本に収載する文書は、おおむね明律の六部分類に従い大別され、さらに律文の条目に則った項目ごとにまとめられている。これらの項目のなかには、応議者犯罪とあるべきところを王府条例と改めた例もあるが、表記上の誤りから、そのままでは意味の通じない箇所も少なくない。そこでこの目録では、明らかに誤りと判断される項目は原則として明律の条目に即して改め、もとの目名は（ ）を附して併記した。
- (4) 標題の排列は、原則として底本の巻頭目録の順序に従い、巻頭に標題が掲げられていない文書については、本文中に収載する順にならべた。但し、底本の全編を通して、本文の排列が目録の内容と順不同の箇所が少なからずあるので注意を要する。
- (5) この目録では、文書の冒頭に掲げる日付を各条ごとに明記した。成化 22.10.9 とあれば、成化 22 年 10 月 9 日の略である。
- (6) 標題の表出方法としては、巻頭目録の内容は、A 欄に標点本、B 欄に影印本、また本文に附されたものは、C 欄に標点本、D 欄に影印本の順で示した。但し、標点本では複数の文書を一件のものと扱っている事例がままあるため、明らかに別件と分かる文書については、C 欄の標題に〔 〕を附した。なお、一件の文書のなかに複数の標題を含む場合には、それぞれの区切りに「・」を施し、標題の後に「前件」の語を掲げ、文書の題名を改めて記すものについては、冒頭に「／」を附してこれを明示した。
- (7) 本文中に収録する文書のうち標題を缺くものは、各条の骨子をなす上奏文などの題名をもってこれに代えた。なお、底本の巻頭で文書の存在を示しておきながら、標題を缺く場合は、B 欄に〔缺題〕と記した。
- (8) 底本では、標題の上に「一」「件」「一件」などの字句を冠するものがままあるが、すべて省略した。
- (9) 各条の数字は本文の所在を示すもので、①デジタル写真の画像番号、②影印本の頁数、③標点本の頁数と整理番号の順序で排列した。このうち影印本では上下 2 巻に分かれているだけでなく、各頁の上下に 1 葉ずつ印刷されているため、上巻と下巻、各頁の

上段と下段の別とあわせて、各葉の表と裏とを明示した。たとえば、「影印本：上-324 上表」とあれば、上巻の 324 頁上段の表であることを示している。また標点本について、「乙 4-557」とあれば、乙編第 4 冊の 557 頁を示すほか、（ ）内には標点本に附された整理番号を注記した。

- (10) デジタル写真を web サイトに表示する関係上、画像番号には巻数とコマ数を示すにとどめた。このため、「0018-00012」とあるのは、巻 18 の 12 コマ目のことであり、「9903-00018」とあれば、不分巻 14 冊中の第 3 冊 18 コマ目を意味する。但し、物理的な制約から、影印本とは半葉づつのずれがあるので、注意を要する（写真画像の右側が前葉の裏、また左側が後葉の表となる）。
- (11) 底本では、巻頭の目録に標題を掲げていても、当該の巻内に本文が見あたらない事例が少なくない。このうち、附編の不分巻に本文が収められているものについては、当該箇所の画像番号、影印本と標点本の頁数をそれぞれ明記したが、明らかな欠文と判断される場合には、「該当なし」と記した。
- (12) 底本には、数多くの誤字・脱字に加え、衍字・衍文がきわめて多いため、標点本では誤字あるいは衍字と思われる文字には（ ）を付し、修正あるいは追加した文字は〔 〕で示す原則をとっている。しかし、実際には標点本においても、誤脱の見落としや、何の断りもなく字句を変更している箇所が少なからず見受けられる。そこでこの目録では、明らかな誤脱と認められる場合であっても、字句の修正をいっさい行わず、各テキストの文字列を元のままに記すことで、影印本と標点本の異同を明示し、正確な表記については、利用者の判断に委ねることにした。したがって、拜（并の誤り）や瞭（瞭の誤り）など、文中に頻出する誤字も原則としてあえて修正していない。
- (13) このほか底本では、異体字や別体字のほか、俗字が多く含まれ、同音異字が使われる場合も少なくないため、原則として漢字の表記は本字もしくは正字に統一した。但し、本字や正字のフォントがないものについては、常用漢字等で代用した。